

原発をなくす全国連絡会 連続学習会
プログラム

原発と司法

国の責任を認めない、最高裁判決の罪

日時

2025年4月7日(月) 18:00~19:30

場所

全労連会館2Fホール&ZOOM
ミーティングID:810 0899 1508
パスコード:0407



講師

樋口 英明 さん (福井地裁元裁判長)
ノーモア原発公害市民連絡会 特別顧問



司会:浅井まり(新日本婦人の会)
挨拶:石川敏明(全労連副議長)
行動提起:木下興(全日本民医連)
資料

- ・講演レジュメ(パワーポイント)
- ・ブックレット「原発と司法」注文用紙
- ・原発ゼロ新署名用紙

問い合わせ先:原発をなくす全国連絡会(全日本民医連 気付)
Tel:03-5842-6451 Mail:no-nukes@min-iren.gr.jp

原発と司法

国の責任を認めない最高裁判決の罪

2025年4月7日
元福井地方裁判所裁判長
樋口英明



原発の本質はただ二つ

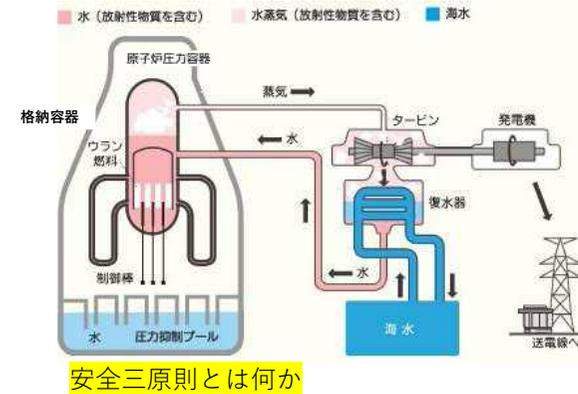
◆人が管理し続けるといけない

安全3原則：「止める」「冷やす」「閉じ込める」

◆人が管理できなくなったときの事故の被害は想像を絶するほど大きい

5

原発の仕組み



6

原発に関する最近の動きと原発の本質

◆政財界

ロシアのウクライナ侵攻

→天然ガスの値上り→原発の再稼働の促進、新增設
原則40年運転期間の撤廃

→防衛議論の高まり→敵基地攻撃能力

◆司法界

賠償関係

最高裁 — 国家賠償棄却判決

東京地裁 — 株主代表訴訟 13兆円余認容判決

差止関係

水戸地裁 — 避難計画不備による差止認容

鹿児島地裁 — 川内原発差止棄却

7

電気代の値上がりと関連して主張：原発にコスト論は通用するか

5兆円（東電売り上げ）×5%＝2500億（利益/年）

25兆円（損害額）÷2500億円＝100年分

一度の事故によって
巨大企業の100年分の利益が飛んでしまう
ような発電方法にコスト論は通用しない

◆ 東海第二原発 → 約665兆円（環境経済研究所 上岡直見氏試算）

国家予算 → 約110兆円（南海トラフ地震損害270兆円）

2号機の格納容器が爆発した場合 → 約2400兆円（上岡直見氏試算）

8

老朽原発はなぜ許されないのか

(東海第二原発は1978年運転開始)

※老朽原発は何に似ているか？

老朽原発は老朽家電でも老朽自動車でもない。

老朽原発は老朽大型旅客機に似ている。

★台湾では最後の第三原発2号機が40年の寿命により運転を終了し、台湾は2025年5月17日に原発ゼロとなる

9

防衛の要は弱点をなくすこと

ウクライナのザポリージャ原発 (欧州最大)

なぜ簡単にロシアに占拠されたのか

- ① 反撃できない→反撃すればヨーロッパ壊滅
- ② 従業員は逃げだせない→逃げ出せば原子炉が暴走

なぜ簡単に取り返せないのか

→攻撃することができないから

原発は自国に向けられた核兵器

これを除去するのに戦略も外交交渉も膨大な防衛費も不要

10

2021年3月18日水戸地裁判決

事故が起きた場合には原発の安全3原則である「止める」「冷やす」「閉じ込める」を成功させかつこれを継続できなければ収束に向かわず、一つでも失敗すれば被害が拡大して、最悪の場合には破滅的な事故につながりかねないという、他の科学技術の利用に伴う事故とは質的に異なる特性がある

11

□ 私が原発を止めた理由 (樋口理論)

- ① 原発の過酷事故は極めて甚大な被害をもたらす。
- ② それ故に原発には高度の安全性 (事故発生確率が低いこと) が求められる。
- ③ 地震大国日本において原発に高度の安全性が求められるということは、原発に高度の耐震性が求められるということにほかならない。
- ④ しかし、わが国の原発の耐震性は極めて低い。

よって、原発の運転は許されない

12

避難区域は250キロ
 原発事故の被害の大きさは



原子力委員会委員長 近藤駿介
 福島第1原発事故 「最悪のシナリオ」

数字で見る福島原発事故の被害

- (1) 実際の被害
 - 15万人避難
 - 300人の小児甲状腺癌
 - 25兆円の経済的損失
 - 東京ドーム7200個分の居住制限区域
- (2) 想定された被害
 - 4000万人避難
 - 急性被ばく死者多数
 - 2400兆円の経済的損失
 - 半径170キロの居住制限区域・チェルノブイリの10倍

「事故発生確率」から見る原発の危険性

被害の大きさと事故発生確率：反比例の法則

- 例) ・新幹線と在来線 ・大型旅客船と漁船
 ・M9の地震とM5の地震 ・巨大隕石と小隕石

→原発の事故発生確率は低いはずだが・・・

表1 2000年以後の主な地震

単位: ガル	地震名 (発生年・マグニチュード)
5000	※5115ガル
4000	★4022ガル (岩手宮城内陸地震・2008年・M7.2)
3000	※3406ガル
2000	★2933ガル (東北地方太平洋沖地震・2011年・M9)
	★2828ガル (令和6年能登半島地震・2024年・M7.6)
	★2515ガル (新潟県中越地震・2004年・M6.8)
1000	★1796ガル (北海道胆振東部地震・2018年・M6.7)
	★1740ガル (熊本地震・2016年・M7.3)
	★1584ガル (鳥取県西部地震・2000年・M7.3)
	★1571ガル (宮城県沖地震・2003年・M7.1)
	★1494ガル (鳥取県中部地震・2016年・M6.6)
	★1432ガル (福島県沖地震・2021年・M7.3)
	★1300ガル (栃木県北部地震・2013年・M6.3)
700	1000ガル~20回
0	★806ガル (大阪府北部地震・2018年・M6.1)
	★703ガル (伊豆半島地震・2009年・M5.1)
	700ガル~32回
	※700ガル (大阪3、4号機 (3・11当時) (建設当時))
	※405ガル

表 震度と最大加速度ガルの対応表
(国土交通省 国土技術総合政策研究所)

震度等級	最大加速度 (gal)
震度7	約1500~
6強	約830~1500
6弱	約520~830
5強	約240~520
5弱	約110~240
震度4	約40~110

基準地震動の推移

	建設当時	3.11当時	2024年2月時点
大飯3, 4号機 (福井県)	405ガル	700ガル	856ガル
福島第一1~6号機 (福島県)	270ガル	600ガル	/
東海第二原発 (茨城県)	270ガル	600ガル	1009ガル
川内原発1号機 (鹿児島県)	270ガル	540ガル	687ガル
伊方原発3号機 (愛媛県)	473ガル	570ガル	650ガル

(『原発はどのように壊れるか』 原子力資料情報室110頁 抜粋)

老朽化するに従って耐震性が上がっていくという不思議、怪しさ

原発容認派の第1の弁解

- ①原発は岩盤の上に建っており、
- ②原発の耐震設計は岩盤を基準とするのに対し、
- ③地震計は地表の揺れを基準としている。
- ④地表の揺れは岩盤の揺れよりも遥かに大きい。

したがって、表1のように並べて比較できない



そのような法則性はあるのか

- ①は誤り - 実際は、岩盤の上に直接建っている原発は約半数
- ②、③ - 正しい

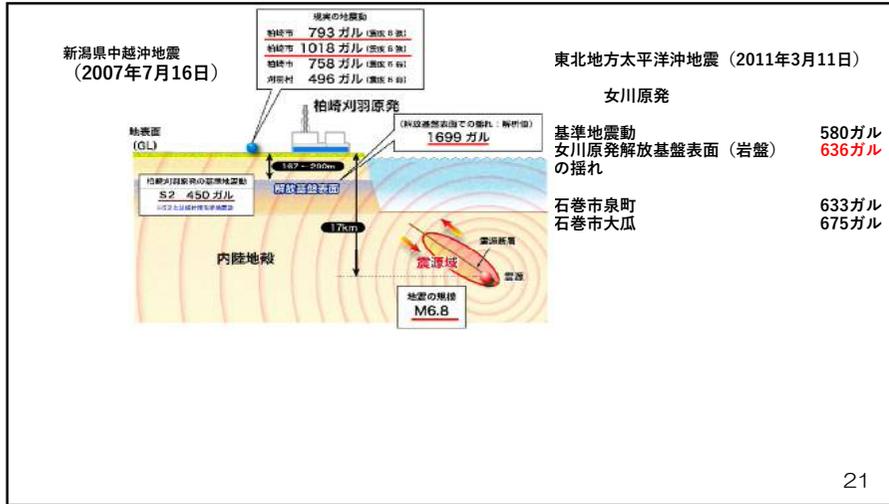
- ④は誤り - 地表の揺れと岩盤の揺れはほとんど変わらない。逆に岩盤の方が揺れが大きいこともある。

原発の耐震設計基準を超えた地震が到来した事例が合計5事例あったが、岩盤の揺れが地表の揺れよりも遥かに小さかった例は一例もなかった。

岩盤の揺れが地表の揺れよりも遥かに小さいという法則性はない。



だから、表1のように並べて比べることができる。



原発容認派の第2の弁解

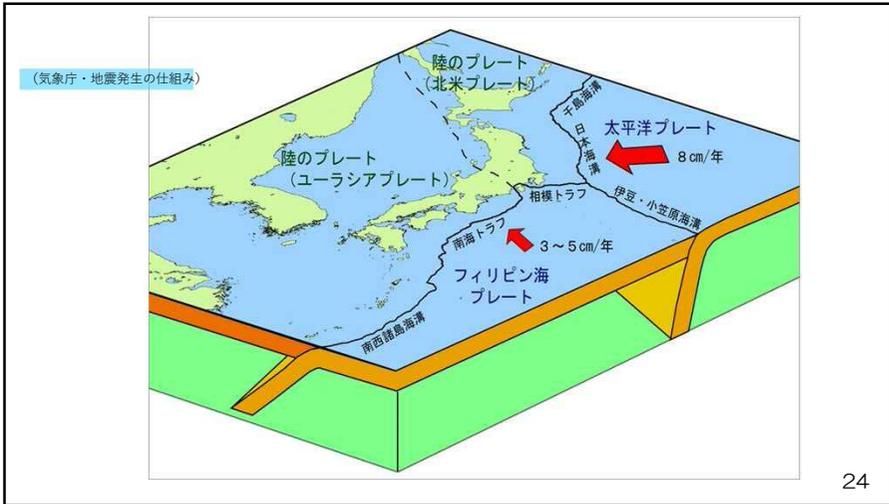
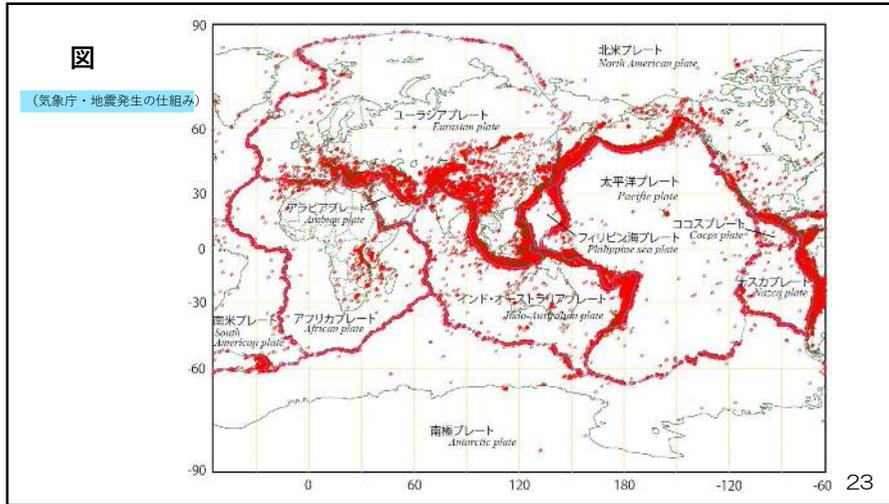
強震動予測

↓

大飯原発の敷地に限っては将来にわたり
700ガルを超える地震は来ない

※これを信用するか否かが原発差止訴訟の本質
これって地震予知では?
これって専門技術訴訟ですか?

22



南海トラフ地震の震源域と原発



25

なぜ日本では原発が許されないのか

1. **原発の本質**→世界共通の理由
2. 世界一の地震大国であるにもかかわらず耐震性が低い
3. **技術力がない**→六ヶ所再処理工場1997年完成予定が約30年完成延長 フランスでは約60年前に完成
4. 倫理観がない→メルtdownの発表は5月
5. **危機感がない**→テロ対策の欠如

26

専門技術論争から真の科学論争へ

従来: 原発敷地ごとに将来にわたる最強の地震動を求めることは可能だとしてその最強の地震動を求める手法に技術的な問題があるから原発は危険である

- (1) **原発敷地ごとに将来にわたる最強の地震動を求めることは、科学的に不可能**
- (2) 基準地震動を求める手法の是非よりも、600ガル~1000ガル程度の地震動は、実際の地震観測記録という科学的事実¹に照らすと、ごく平凡な地震動であること
- (3) 基準地震動を270ガルから1009ガル(例: 東海第2原発)に引き上げることは不可能

(1) ~ (3) のいずれから見ても原発は危険

27

国家賠償事件の前提事実 (事故の概要)

文科省の地震調査研究推進本部は、2002年7月、福島県沖を含む領域に関し、マグニチュード8クラスのプレート間大地震が発生する可能性を指摘(長期評価)。福島原発の原子炉は海面から約10メートルの高さにあったが、東京電力がこの長期評価に基づいて津波の試算を行ったところ、1号機から4号機がある敷地の南東側前面で海拔15メートルに達することが判明した。

しかし、東京電力は、この試算津波に基づく対策を講じなかった。規制権限を有している経済産業大臣も、津波による事故を防止するための適切な措置を講じることを命じる権限を行使しなかった。

2011年3月11日午後2時46分に、マグニチュード9.0の巨大地震が起き、外部電源はすべての経路が地震により断たれ、午後3時36分ごろ、15メートルを超える東側から津波が押し寄せ、1階ないし地下にあった非常用電源がすべて浸水し、その機能を喪失。

28

国家賠償訴訟の争点

- ① 経済産業大臣（国）に義務違反があったか否か
- ② 仮に、義務を尽くしていたら、福島原発事故は防ぐことができたか否か

交通事故で、運転者に責任を問うためには、運転者に

- ㊦ 減速義務があったのか、
- ㊧ 徐行義務があったのか、
- ㊨ 運転停止義務まであったのかを確定しないと、義務違反と事故の発生との因果関係は確定できない。

29

多数意見

本件事故以前の我が国における原子炉の津波対策は、防潮堤を設置することにより原発敷地への海水の浸入を防止することを基本とするものであった。

◇ 予測された南東側からの15メートルの津波を防ぐための防潮堤を築くことで対策としては不十分であったとはいえない。経済産業大臣が津波対策を命じていたとしても建設されたであろう防潮堤は南東側が15メートルを超え、東側はそれより低いものになっていたはずだ（高低差のある防潮堤）。

◇ 実際は東側から到来した15メートルの津波による浸水はこのような高低差のある防潮堤では防ぐことはできなかった。

→ 権限不行使と結果との間に因果関係がないとして国の賠償責任を否定

30



多数意見の主な問題点

(1) 義務違反の内容を特定しないまま、現状では防潮堤が津波対策の基本であるとして因果関係を論じている。

(2) 現状では防潮堤が津波対策の基本であるとの認識が間違っている。

(3) 多数意見は経済産業大臣（国）の義務違反を論じてはいるが、極めて低い義務しか要求していない。

32

多数意見の問題点（1）について 三浦裁判官の批判

多数意見は・・・法令の趣旨や解釈に何ら触れないまま、上記水密化等の措置の必要性や蓋然性を否定している。これは、長年にわたり重大な危険を看過してきた安全性評価の下で、関係者による適切な検討もなされなかった考え方をそのまま前提にするものであり、法令の解釈適用を踏まえ合理的な認識等についての考慮を欠くものといわざるを得ない。上記のような不作為や懈怠に伴う不十分な認識等は、本件技術基準が求める適切な措置の必要性等を否定する根拠となるべきものではない。

33

多数意見の問題点（2）について 民訴法321条違反

多数意見は高裁で有効性が認められた水密化の手法を無視して高裁と違う事実を認定している。

34

多数意見の問題点（3）経済産業大臣に課せられるのは 高度の義務であることを認識していない 四日市ぜんそく訴訟 1972年7月24日 津地裁四日市支部判決

「・・・少なくとも人間の生命、身体に危険のあることを知りうる汚染物質の排出については、企業は経済性を度外視して、世界最高の技術、知識を動員して防止措置を講ずべきであり、そのような措置を怠れば過失は免れないと解すべき・・・」

「・・・人間の生命、身体に極めて広範囲に深刻な危険を及ぼすことが知られている放射性物質に係る事故防止については、企業は経済性を度外視して、世界最高の技術、知識を動員して事故防止措置を講ずべきであり、そのような措置を怠れば過失は免れないと解すべきである」

35

三浦裁判官の反対意見

原子力基本法等の諸法は過酷事故が万が一でも起こらないようにするための法規制にほかならず、その一環として経済産業大臣に権限が付与された法の趣旨は原子力災害が万が一にも起こらないようにするためである

長期評価には信用性があるから、遅くとも2003年7月頃までの間に、経済産業大臣は東京電力に対し、電気事業法40条に基づく命令を発する必要があった。

その命令の内容は、法令の趣旨、目的を踏まえ、具体的な事情の下で、原子炉施設等の安全機能が損なわれることや、取り返しのつかない深刻な災害を確実に防止するために必要かつ適切な措置として合理的に認められるものを対象とすべきである。

36

三浦裁判官の基本理念

生存を基礎とする人格権は、憲法が保障する最も重要な価値であり、これに対し重大な被害を広く及ぼし得る事業活動を行う者が、極めて高度の安全性を確保する義務を負うとともに、国が、その義務の適切な履行を確保するため必要な規制を行うことは当然である

37

本判決の特徴と三浦裁判官の意図

◇三浦反対意見は
判決文54頁中30頁にも及ぶ
質、量、説得力、格調の高さ、具体的妥当性
において多数意見を圧倒

◇裁判官の能力は、
①質の高い判決を書くこと
②合議の裁判において、他の裁判官の意見を
虚心坦懐に聴いて、自分の意見を修正すること
ができること

38

裁判官の能力と資質

法の支配—政治は憲法の精神によってなされるべきこと（裁判所の優越）

法の正当な（憲法の精神、憲法秩序にあった法）適用を担うのがすべての裁判所

多数意見は国民の側に軸足を置くのではなく、国の側に軸足を置いており、法の支配の番人としての役割を放棄している。法と論理に従うのではなく、結論ありきの判断をしたことが強く疑われる

39

憲法76条3項

すべて裁判官は、良心に従い独立して職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される

我々は何をすべきか？

- ① 47位から14位への飛躍
- ② 一人から二人へ
- ③ 3パーセント

40

3. 11を経験した我々の責任が重い理由

1. 使用済み核燃料の問題は科学的に処理できる
➡ 処理できないことが明確になった
2. 原発事故は滅多に起きないし、起きても30キロ圏
➡ 原発事故は停電しても、断水しても起きるし、起きた場合の被害は250キロ圏に及ぶ
3. 原発は関東大震災クラスの地震に耐えられる
➡ 原発は見当外れの低い耐震性で造られてしまっていたことが判明

3つの事実を知ってしまった我々の責任は重い

41

キング牧師の言葉

「究極の悲劇は悪人の圧政や残酷さではなくそれに対する善人の沈黙である。結局、我々は敵の言葉ではなく、友人の沈黙を覚えているのだ。問題に対して沈黙を決め込むようになったとき、我々の命は終わりに向かい始める」

Martin Luther King, Jr.

画像引用：wikipediaより

42

ネルソン・マンデラ大統領の言葉

「何事もそれが成功するまでは不可能に思えるものである」

Nelson Mandela



NEWS! 原発を止めた裁判官の最新刊

2025年1月7日発売 岩波ブックレット 樋口英明著



この本では原発問題に焦点を当て、司法の危機を訴えました。権力の暴走に歯止めをかけるための三権分立が崩れたら、私たちを待ち受けるのはファッショ体制でしょう。それは、単に原発問題にとどまらず、民主主義そのものの危機であることに気づいてほしいのです。

(「おわりに」より)

福島であれほどの事故が起きたのに、なぜ原発を止められないのでしょうか。東電に津波対策を命じるべきだった国の責任が、なぜ問われないままなのでしょう。福井地裁で原発を止めた元裁判長が、そうした謎を平易なことばで解き明かします。さらには、この国の奥深くで進む深刻な危機について考える機会を与えてくれます。72ページのブックレットでありながら濃い内容です。ぜひご一読ください。

国の責任を認めない最高裁判決の罪

原発と司法

ノーモア原発公害市民連絡会

原発問題の勉強会やセミナーなどに絶好の入門書です。団体購入をお勧めします。30冊以上お申込みの方は、まずは冊数を次の連絡先にお知らせください。1冊693円(税込)。郵送料はこちらで負担いたします。

小野寺協同法律事務所 (TEL03-3818-6151 / t-onodera@mue.biglobe.ne.jp)

なるべくファクスでのお申し込みをお願いします。FAX**03-3818-6154**

団体・個人名： 代表/担当： 「 冊」 購入します

電話： メール：

恐れ入りますが、29冊以下の場合は書店やAmazon、岩波書店のサイトにてお求め願います。

1952年生まれ。京都大学法学部卒業。1983年裁判官任官、大阪高裁、名古屋地裁などの判事を歴任。

2014年に福井地裁で、関西電力大飯原発3・4号機の運転差止めを命じる判決を下す。翌年には関西電力高浜原発3・4号機の再稼働差止めの仮処分決定を出した。

2017年に名古屋家裁部総括判事を最後に定年退官後、講演や執筆活動を通じて原発の危険性を訴えている。著書『原発を止めた裁判官による保守のための原発入門』（岩波書店）など。

ノーモア原発公害市民連絡会特別顧問



ノーモア原発公害市民連絡会代表世話人・ジャーナリスト

金平茂紀

東日本を壊滅の危機に直面させた福島第一原発事故。国の責任を否定した最高裁が、歴史によって確実に裁かれることを、本冊子によって確信した。著者である原発をとめた裁判長・樋口英明さんは、この冊子で、「原発のことは難しい」という先入観を見事なくらい吹き飛ばしてくれた。

ノーモア原発公害市民連絡会発起人・弁護士

小野寺利孝

(福島原発被害弁護団・ふるさとを返せ津島原発訴訟弁護団各共同代表)

河合弘之

(脱原発弁護団全国連絡会共同代表)

この本は原発に関心をもつすべての方の入門書です。筆者は元裁判官。国の顔色をうかがう司法を変えなければならないことが分かります。

ノーモア原発公害市民連絡会について



3・11のずっと前から国は、巨大津波が福島第一原発を襲う可能性を知っていたのに、東電に対策を命じませんでした。あれは防ぐことのできた事故なのです。しかし最高裁は2022年6月17日、国の責任を問わない判決を下しました。私たちはこの最高裁判決をくつがえす市民運動を展開しています。樋口さんの講演をご希望の方は、小野寺協同法律事務所へご連絡ください。みなさまのセミナーなどに、市民連メンバーを派遣することもできます。

<https://www.genpatsu-kogai.net>

原発ゼロと 再生可能 エネルギーで 変えよう 地球の未来

原発のない世界、
次の世代に渡すために
今、行動しよう！

原発とわたしたちを取り巻く問題

地震大国の日本に原発は危険

原発はひとたび事故を起こせば、とにかえしのつかない被害が生じます。それは14年経った今もなお放射能の影響が続き、多くの人たちが故郷に戻れず、生業や地域社会の再建がままならない福島の現実からも明らかです。また1995年の阪神・淡路大震災以降に発生した大地震の7割が「想定外」とされ、地震の多い日本では原発立地の安全を担保することは極めて困難です。地震大国の日本において、安全な原発はひとつもありません。

再生可能エネルギーへの移行を阻害する 原発推進政策

世界中で再生可能エネルギーの価格が下がるなか、原発のコストは上昇しています。数兆円に及ぶ建設費用と、対策費・維持費が大きく膨らんでいるからです。

政府の試算でも原発より太陽光発電のコストのほうが安くなっているにもかかわらず、原発を推進する政策が数かれ多額の税金を投入するなど、原発が再生可能エネルギー普及の最大の障壁となっています。

原発は安全でもクリーンでもなく、経済的にも合理性がない発電方法なのです。



解決不可能な核のごみ(放射性廃棄物)

原発で使用した核燃料から生じる「核のごみ」は、数万年にわたり管理し続けなければならない、その処理方法も保管場所も決まっていません。放射性廃棄物の管理には膨大な費用と技術が必要であるにもかかわらず、将来世代に「核のごみ」の解決方法を押しつけています。原発は「トイレなきマンション」なのです。

原発ゼロと再生可能エネルギーへの 転換は未来への希望

2018年3月、当時の立憲民主党・共産党・自由党・社民党などが共同提出した「原発ゼロ基本法案」は東京電力福島第一原発事故の反省から、これまでの国の原発政策が誤りであったことを認め、原発を廃止し、再エネ・省エネによる持続可能な社会を実現する責務があると明記しました。原発廃止・再エネ転換の実現は、未来への希望であると宣言し、原発のない世界の実現に貢献できると謳っています。法案は一度も審議されず廃案となりましたが、「原発ゼロ基本法」の趣旨と同様の法整備が求められます。

私たちは原発推進政策を撤回し、世界で飛躍的に広がっている再エネと省エネの推進、気候危機を打開するエネルギー政策への転換を求めています。

福島のいま

- 事故を起こした原発では、溶け落ちた燃料デブリの試験的取り出しや ALPS 処理水の海洋放出がすすめられていますが、廃炉の見通しは立っていません。
- 住民が自由に入出入りすることができない「帰還困難区域」が、7つの市町村に広く残されています（東京 23 区の半分の面積に相当）。少なくとも 5 万 4 千人以上の福島県民が避難生活を余儀なくされています。
- 故郷に戻った住民も、買い物、仕事、病院、コミュニティなど毎日の生活において、さまざまな苦勞が続き、事故前の日常は戻っていません。
- 農林水産業、観光業など生業は、再建に向け懸命な努力がされているものの、事故前の水準には戻っていません。

原発をなくす全国連絡会

〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4 平和と労働センター 全労連会館内 TEL: 03-5842-6451



原発ゼロと再生可能エネルギーへの転換を求める請願署名

【請願趣旨】

政府は、東京電力福島第一原発事故の反省から「原発依存度を低減する」「新增設は考えていない」との方針を堅持してきました。ところが、ロシアのウクライナ侵攻に端を発した世界的なエネルギー危機や、デジタル化に伴うデータセンターの増設を口実に、原発再稼働の加速、老朽原発の運転期間延長、原発の新增設などを盛り込んだ「GX脱炭素電源法」の成立を強行しました。さらに政府は第7次エネルギー基本計画から、これまで一貫して盛り込んできた「原発の依存度の低減」を外し、こともあろうに「原発の最大限活用」を明記し、名実ともに原発推進政策への転換をすすめています。

原発を動かすと発生する核のゴミの処分方法は確立されておらず、中間貯蔵施設に放置され、私たちの暮らしと健康が脅かされています。原発が稼働すれば、その危険がさらに広がります。

また、地震大国日本でひとたび原発事故を起こせば、とりかえしのつかない被害が生じることは、今なお故郷に戻れない多くの人々が存在するなど、福島の現実からみても明らかです。原発事故の責任を認めようとしない政府に、原発の運転期間延長・再稼働・新增設を語る資格はありません。

そして、建設コストの上昇と、新規規制基準のもとでの対策費・維持費が大きく膨らんでいるいま、原発は「安いエネルギー」とは言えず、再生可能エネルギー普及の最大の障壁です。

原発は決してクリーンでも安全でもなく、低コストでもないことは明白です。

以上の趣旨から、以下の要請をいたします。

【請願事項】

1. 原発推進政策を撤回し、再エネ・省エネ中心のエネルギー政策に転換すること。
2. 原発の稼働を停止し、原発の再稼働・新增設は認めないこと。
3. 原発依存から脱却し、原発ゼロに向けた法整備を行うこと。

氏名	住所
	都道 府県

*氏名や住所を「//」「同上」のように省略せずにご記入ください。*この署名は国会への請願以外には一切使用しません。

呼びかけ団体 **原発をなくす全国連絡会** 〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F

取扱団体